

平成14年8月9日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7016

財務局主計部における議会对応に伴う宿泊料の支出を
違法・不当としてその返還を求める住民監査請求監査結果

第 1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 前 川 毅
世田谷区 後 藤 雄 一

2 請求書の提出

平成14年6月13日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 財務局主計部は、平成14年3月に行われた特別委員会などの議会对応のため、新宿区内にあるホテルに宿泊した。

イ 一行の宿泊代金は、

ヒルトン東京組

3月11日、12日、13日及び14日 計37万4,220円

3月24日 計11万880円

合計48万5,100円

新宿ワシントンホテル組

3月11日、12日、13日及び14日 計27万5,400円

3月24日 計7万1,400円

合計34万6,800円

ウ 総合計83万1,900円が、議案課長に資金前渡により支払われたが、2つのホテルに分ける明確な根拠もなく、納税者をばかにした単なる無駄遣いであり、支出負担行為者であるにもかかわらず、都の財政状況をまったく無視し

たこのような行為は、裁量の逸脱であり違法である。

(2) 措置要求

全て新宿ワシントンホテルに宿泊していた場合70万3,800円となり、今回支払われた83万1,900円から差し引いた差額12万8,100円を本件財務会計担当者は、返還せよ。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

財務局主計部における平成14年3月11日から同月14日まで及び同月24日の宿泊（以下「本件宿泊」という。）にかかる経費の支出を対象とした。

2 監査対象局

財務局を監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の連絡があったため、実施しなかった。

また、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、財務局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件宿泊について

財務局主計部において、平成14年東京都議会第一回定例会（以下「1定」という。）の会期中である、平成14年3月11日から同月14日まで及び同月24日に、財務局主計部に所属する管理職8名（以下「本件管理職」という。）が、ヒルトン東京に延べ35泊し、財務局主計部に所属する一般職員7名（以下「本件一般職員」という。）が、新宿ワシントンホテルに延べ34泊した。なお、本件宿泊における各宿泊日別の宿泊人数は表1のとおりである。

（表1）本件宿泊における宿泊日別の宿泊人数 （単位：人）

区 分	3/11(月)	3/12(火)	3/13(水)	3/14(木)	3/24(日)	計
本件管理職	8	8	8	3	8	35
本件一般職員	7	7	7	6	7	34
計	15	15	15	9	15	69

(2) 本件宿泊に伴う経費の支出について

本件宿泊に伴う経費については、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第76条第1項第26号の規定に基づき、財務局主計部議案課長が、平成14年3月15日に64万9,620円の資金前渡を受け、同日中に同額を支払い、精算を行った。また、同月25日に、18万2,280円の資金前渡を受け、同日中に同額を支払い、精算を行った。

なお、本件宿泊に伴い支出した経費の総額は、83万1,900円であり、その内訳は表2のとおりである。

（表2）本件宿泊に伴い支出した経費の内訳 （単位：円）

区 分	一人当たり一泊料金				延 べ 宿泊数	支 出 金 額		
	基本料金	サービス料	消費税額	計		3/15支出	3/25支出	計
本件管理職	12,000	1,200	660	13,860	35泊	374,220	110,880	485,100
本件一般職員	8,832	883	485	10,200	34泊	275,400	71,400	346,800
合 計					69泊	649,620	182,280	831,900

(3) 宿泊施設の借上料の取扱いについて

公費負担で宿泊できる場合の基準は、「組織運営費支出基準の廃止と宿泊施設

の「借上料」の取り扱いについて」（平成11年3月10日付10総総総第1876号決定。以下「本件取扱い」という。）において定められており、その概要は次のとおりである。

ア 宿泊がやむを得ないと認められる特段の事情がある場合

(ア) 本会議開会中の議会対応等のため、幹部職員が庁舎付近に滞在し、深夜、緊急に対処すべき事由の発生に備える必要がある場合（以下「本件取扱い基準」という。）

(イ) 勤務終了が深夜となる場合で、当該職員がタクシーにより帰宅するよりもホテル等に宿泊した方が経費的に安価であり、かつ、事前に所属課長の承認を得た場合

イ 支出金額

(ア) 公費負担できる金額は、ホテル等の宿泊に実際に要する宿泊料のみとし、朝食代等は含まない。

(イ) 宿泊料の上限を一人当たり一泊1万2,000円（以下「本件取扱い上限額」という。）とする。本件取扱い上限額は、税・サービス料等を含まず、これらの経費が必要な場合は、別途加算して支出できる。

ウ 基準の適用年月日

平成11年4月1日以降の宿泊料の支出について適用する。

2 財務局の説明

財務局主計部においては、議会開催中、深夜未明に及ぶ議会答弁の調整や各局との折衝及びこれに付随する事務作業のほか、緊急時の呼び出しに対応するため、これら業務に従事する職員のホテル宿泊を承認している。

1定においては、予算特別委員会及び財政委員会へ対応するため、平成14年3月11日から同月13日まで及び同月24日に管理職8名、一般職員7名を、同月14日に管理職3名、一般職員6名を宿泊させた。

宿泊に伴う経費は、3月11日から同月14日までの宿泊にかかる分について、同月15日に資金前渡として64万9,620円（うち管理職27泊分37万4,220円、一般職員27泊分27万5,400円）を受け、同日中にこの64万9,620円を支払い、精算を行った。また、3月24日の宿泊にかかる分については、同月25日に資金前渡として18万2,280円（うち管理職8泊分11万880円、一般職員7泊分7万1,400円）を受け、同日中にこの18万2,280円

を支払い、精算を行った。

職員のホテル等への宿泊については、本件取扱いに従い実施しており、本件請求にかかる宿泊経費は、本件取扱い上限額 1 万 2 , 0 0 0 円にサービス料 1 , 2 0 0 円及び消費税額 6 6 0 円を加算した金額 1 万 3 , 8 6 0 円を一人当たりの上限として支出したものである。

したがって、本件請求にかかる宿泊経費は、本件取扱い上限額の範囲内で支出したものであり、適切な支出である。

3 判断

以上のような事実関係の確認及び財務局の説明に基づき、本件請求について、次のように判断する。

本件請求において、請求人は、本件管理職について、安い料金の宿泊施設に宿泊せず高い料金の宿泊施設に宿泊し、一人当たり一泊につき 1 万 3 , 8 6 0 円（以下「本件管理職借上料」という。）を支出したことを違法・不当と主張していると解されるので、以下、このことについて判断する。

財務局の説明及び関係資料の調査から、以下の事実を確認した。

ア 平成 1 4 年 2 月 1 8 日付 1 3 財主議第 6 5 0 号及び同日付 1 3 財主議第 6 5 1 号（以下「本件原議」という。）により、本件管理職借上料にかかる資金前渡の支出を決定していること。

イ 本件原議によると、本件宿泊は予算特別委員会及び財政委員会の準備のためであること。

ウ 一定の会期中において、平成 1 4 年 3 月 1 2 日から同月 1 4 日まで及び同月 2 5 日に予算特別委員会が開催され、また、同月 1 5 日に財政委員会が開催されていること。

エ 本件宿泊において、本件管理職が利用したヒルトン東京は、都庁舎から近く、緊急な事由に迅速に対処しうる地理的範囲内にあること。

オ 本件管理職借上料として、一人当たり一泊につき、1 万 2 , 0 0 0 円にサービス料等の 1 , 8 6 0 円を加えた 1 万 3 , 8 6 0 円を支出していること。

カ 上記金額には食事代が含まれていないこと。

以上のことから、本件管理職の宿泊は、1定開会中の議会对応のためのものであり、本件取扱い基準に該当することが認められ、かつ、本件管理職借上料の支出についても、本件取扱いに照らし適正に執行されていることが認められる。

ところで、総務局に対する事情聴取において、本件取扱い上限額の設定に当たり、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号。以下「旅費条例」という。）第25条で定める宿泊料において9級以上の職務にある者に適用される額及び庁舎付近に滞在する必要性が最も高いと判断した場合に利用すると考えられる都庁舎隣接宿泊施設の利用料金を勘案したとの説明から、以下の事実を確認した。

ア 旅費条例において、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）で定める9級以上の職務にある者が都区部に出張した場合、

(ア) 一泊分の宿泊料は、食事代及びサービス料等を含み、1万5,000円の範囲内の実費額とされていること。

(イ) 宿泊料を要しないが食費を要する場合等に支給される食卓料は、一夜につき3,000円であること。

イ したがって、旅費条例における9級以上の職務にある者の宿泊料について、食事代を除く宿泊に要する料金に相当する金額の上限額は、1万2,000円程度と推定しうること。

以上のことから、本件取扱い上限額は、旅費条例を参考として設定されたことが認められ、また、本件取扱い基準の趣旨から、都庁舎に隣接する利便性の高い宿泊施設の利用料金を勘案し設定したとする総務局の説明には合理的理由が認められる。

したがって、本件取扱い上限額の設定は、裁量の範囲を逸脱するものとは認められない。

よって、本件管理職について、安い料金の宿泊施設に宿泊せず高い料金の宿泊施設に宿泊し、一人当たり一泊につき1万3,860円を支出したことを違法・不当とする請求人の主張には理由がないものと認める。

なお、監査の過程において、本件一般職員にかかる借上料として支出した経費のうち、延べ19泊分、19万3,800円について、本件取扱いに反する支出であることを確認したが、平成14年7月30日に全額の返納が完了しており、都が被った損害は既に補てんされたことが認められる。

資料（東京都職員措置請求書）

東京都職員措置請求書

本件財務担当職員及び知事に対する措置請求

1. 本件の概要

財務局主計部は、平成14年3月に行われた、特別委員会などの議会对応の為、新宿区内にあるホテルに宿泊した。

一行の宿泊代金は、

ヒルトン東京組

3月11日・12日・13日・14日

計 374,220 -

3月24日

計 110,880 -

合計 485,100 -

新宿ワシントンホテル組 3月11日・12日・13日・14日

計 275,400 -

3月24日

計 71,400 -

合計 346,800 -

総合計831,900 - が、議案課長に資金前渡により支払われたが
2つのホテルに分ける、明確な根拠もなく、
納税者をバカにした単なる無駄遣いであり
支出負担行為者にもかかわらず、都の財政状況を、まったく無視した
このような行為は、裁量の逸脱であり違法である。

今回の全て新宿ワシントンホテルに宿泊していた場合

703,800 - となり 今回支払われた831,900 -

から差し引いた差額128,100円を

本件財務会計担当者は、返還せよ。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、
な措置を請求します。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

ア 平成14年3月15日付け東京都財務局主計部議案課長あて領収証の写し

イ 平成14年3月11日から同月14日及び同月24日の宿泊予定者等内訳表の写し

ウ 請求人作成の「要望」